

岩手県官報報告規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第36号

岩手県官報報告規則の一部を改正する規則

岩手県官報報告規則（昭和32年岩手県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第3条、第4条関係）					別表（第3条、第4条関係）				
官報報告を要する事項	官報報告の範囲	原稿の様式	原稿送付期限	主管課	官報報告を要する事項	官報報告の範囲	原稿の様式	原稿送付期限	主管課
[略]					[略]				
5 人事異動 (1)～(3) [略] (4) 教育委員会の委員 (5) <u>教育長</u>	[略]	[略] 第5号	[略]	[略] 教育委員会事務局	5 人事異動 (1)～(3) [略] (4) 教育委員会の <u>教育長及び委員</u>	[略]	[略]	[略]	[略]
(6) [略]		[略]		[略]	(5) [略]		[略]		[略]
(7) [略]		[略]		[略]	(6) [略]		[略]		[略]
(8) [略]		[略]		[略]	(7) [略]		[略]		[略]
(9) [略]		[略]		[略]	(8) [略]		[略]		[略]
[略]					[略]				
様式第5号 人事異動（別表関係）					様式第5号 人事異動（別表関係）				
[略]					[略]				
注1 [略]					注1 [略]				
2 前任が部長、局長、医療局長、企業局長、 <u>事務局</u> 長 <u>又は教育長</u> でない場合は、旧職欄は「職員」とし、括弧書きを付さないでください。また、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者の旧職欄は、「××事務官」又は「××技官」として括弧を付して記載してください。					2 前任が部長、局長、医療局長、企業局長 <u>又は事務局</u> 長でない場合は、旧職欄は「職員」とし、括弧書きを付さないでください。また、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者の旧職欄は、「××事務官」又は「××技官」として括弧を付して記載してください。				
3 [略]					3 [略]				
様式第7号 人事異動（別表関係）					様式第7号 人事異動（別表関係）				

岩手県

××委員会委員（教育長）一任命（選挙・補充）

〇〇〇〇委員（教育長）一は、×月×日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）、（欠員であったところ、）×月×日次の者が任命（選挙・補充）された。

××委員会委員（教育長）一氏 名

[略]

様式第9号 人事異動（別表関係）

岩手県

××委員会委員（教育長）一再任

〇〇〇〇委員（教育長）一は、×月×日再任された。

岩手県

××委員会委員任命（選挙・補充）

〇〇〇〇委員は、×月×日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）、（欠員であったところ、）×月×日次の者が任命（選挙・補充）された。

××委員会委員 氏 名

[略]

様式第9号 人事異動（別表関係）

岩手県

××委員会委員再任

〇〇〇〇委員は、×月×日再任された。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づきこの規則の施行の日以後最初に教育長が任命された場合における改正後の岩手県官報報告規則様式第7号による官報報告は、同様式中「×月×日任期満了し（辞職し・失職し・罷免され）、（欠員であったところ、）×月×日次の者が任命（選挙・補充）された」とあるのは、「×月×日次の者が任命された」とする。